

記紀固有名詞における字訓の表記について

伊野部 重一郎

(高知大学文理学部・歴史学研究室)

記紀の字音仮名については、既に多くの先学によって究明がおこなわれており、筆者もその驥尾に付してさきに私見^(註1)を発表した。そして、その中において、記紀の歌謡及び特に共通の内容に関する固有名詞の字音仮名の多くは、帝紀、旧辞の表意文字を記紀それぞれの編者の標準において改記したものであること、そしてその際、両者の間に原史料との関連における新旧先後の関係は存在せず、強いていうならば、古事記は当時までの通用的字音に則して記されたのに対し、書紀のは、大陸人をも意識した全く新しい編者の創作にかかるものであることをのべた。

以上のことは、記紀両書の歴史的な性格、中でも昨今問題となっている記紀の先後関係についての考察に対しても何等かの参考となり得るものと思えるのであるが、こういった問題について更に一層の資料を提供するものとして、記紀の字訓乃至訓仮名の比較についての考察^(註2)がなされなければならないのである。ここに訓仮名というは固有名詞等において漢字の訓を字音的に用いたものであるが、中には字義的内容と密着し厳密な意味における訓仮名としては取扱い得ないものもあるので、ここではそういった厳格な定義問題をはなれ、記紀の固有名詞における字訓の表現全般の比較考察をおこない、それをとおして両者の歴史的な性格究明のための材料の一端を供したいと思うのである。

前稿(「日本歴史」207)においては、記紀固有名詞の共通表現の大部分が字訓によって表記されていることから、これらを旧辞の原形をとどめるものと考えたが、字訓の異なるものについての解釈は保留しておいた。しかし、字音に比して旧辞に密着していると考えられる字訓仮名の中、記紀の何れがより多く史料の原形をとどむるかを考究するのは、極めて重要なことである。

尤も、字訓仮名の異なる表現についても、字音仮名の場合のように、旧辞をはなれた記紀独自の立場で表現されたとの考えの余地もあるが、字訓の可成多くの部分が共通の表現(この現象は字音の場合には認められなかった)であるのに、異なる表現のものだけについて史料をはなれた双方の創記を考えることには無理があり、おそらくは、その一方が旧辞の原形に則し、他方が、その改記の結果であるか、それとも旧辞に二様の表現があった、と見るのが妥当と思われる。

記紀の字訓の表現は、既述の如く字義と密着するものが多いため、字音仮名を上まわって多岐多様であり、その統一的把握は極めて困難である。それで、ここでは材料を制限するため、第一に、記紀において表現の異なる同一固有名詞の中、その一方(または両方)が記紀の他の場所における共通用字(これは同一内容のものについては、既述の如く、旧辞の原形に密着したものとする)と同じもの、第二は、記紀編纂当時までの他の史料の用字と共通のものだけを抽出することにした。この中、第二の方法については、その参照史料は旧辞とは別系統であり、その大部分は大化以後のものでもあるため、それらとの共通表現をとることの有無が必ずしも旧辞との密着との度合を示すものとは考えられない、とも思われる。

しかしながら、奈良時代初期までの史料において旧辞の表現が全くそのあとをとどめていないとは考え得ない。用字法は時代が遡るだけ自然発生的のものが多いのであるから、途中で全く中断されて新規の用法に切りかえられるということはおこりにくい。現在残っている奈良時代初頭までの

史料には民間史料が多く、字音については婦化人による異系統のものその他のものとの間には多少の断層^(註)は認められるが、字訓の用法においてはその頃までの自然発生的なそれを概ね継承したと思われる。そして、それらが相互に殆んど大差のない共通の用字となっていることも、画一的な官制用字を用いたためとするよりは、旧時代よりの習慣的(自然発生的)用字法そのものが当時まで根強く踏襲されたためと見る、のが妥当である。(字義につらなる可能性の多い字訓仮名の如きものが統一的に完成作成されるというようなことは困難であり、天武11年の「新字一部四十四巻」もそれに関連したものであったとは考えられない。)その意味から、それら諸史料との共通用字をさぐり出すことは、記紀の表現と旧辞との密着度を考える上において、決して不合理でないのみならず、第一の方法への裏付けともなり得る点で、有意義なものと思われるのである。

記紀の字訓の中、代表的の比較例とされるものは、古事記序文にあげられている「^{クナ}日下」,^{フク}「帯」と書紀の「草香」,^ソ「足」であるが、古事記に常用される前者が「本に随いて改め」ざるものであるならば、この用例に関しては古事記の方が旧辞に則したものと考えて差支えないようであるが、これは記序が旧辞の用字法的一端をあげただけのものとするれば、一般的には書紀のような用字法がなかったともいえない。したがって、この問題については全般的且つ具体的用字例の考察のなされる必要があるのである。以下、それについて項を改めてのべたい。

(註1)「記紀歌謡の用字法について」(「続日本紀研究」123, 124号)

「記紀の字音仮名について」(「日本歴史」207号)

(註2)この問題にふれたのは管見の範囲では藤井信男氏の「記紀人名の用字法の比較」(「大倉山論集」七)があるのみである。

(註3)推古朝遺文の字音仮名80字(大野晋氏「万葉時代の古韻」—「万葉集大成」六)の中、記紀双方との共通のもの41字、記紀各々と共通のものそれぞれ7字(古事記のものを前稿—「日本歴史」207号, 30頁「註1」—には5字としたが、それに「^サ誓」,^ソ「^ソ遼」を加える)、共通ならざるもの25字となっている。

二

記紀固有名詞の字訓の中、さきの二方法にかかるものについて例挙する。読者の便を考えて表によって示す。(下表の中、(A)、(B)欄は記紀の同内容のものについてあげ、(C)、(D)欄はそれぞれさきの2方法における例証である。(C)、(D)の中、○印は(A)との共通例、△印は(B)との共通例を示す。(D)欄の史料は古風土記、大宝年間の戸籍、推古朝遺文、金石文、続紀に見える記紀以前の宣命等をあげたが、同類中には記紀をやや下るものや年代不明の史料をも補足的に用いたものもある。以上、(A)以下の具体例は「註」に記したが、その中、(A)、(B)、(C)欄の記紀からの出所は一箇所を以て代表させた。字訓には字義を偶したものと仮訓的に用いられたものとの区別の判然としないものが多いが、ここでは便宜上、可及的に一応すべてを字義的なものとしてとり扱い、同一グループ内には同義乃至はそれを偶したと思われるもののみを含め、その他は、その都度「註」においてことわりを加えた。下側の「フリカナ」は別訓を示す。)

(第1表)

	(A)記	(B)紀	(C)記紀 共通	(D)他史 料		(A)記	(B)紀	(C)記紀 共通	(D)他史 料
(1) ヤマト (註1)	大倭	日本	○	○	(5) オキナガ (註5)	息長	気長	○	○
(2) クサカ(ベ) (註2)	日下 日下部	草香部 草壁	○	○	(6) スキ (註6)	鉏	鋏	(○)	
(3) ハツセ (註3)	長谷	泊瀬		○	(7) カゴ (註7)	香	膳	○	○
(4) フハリタ (註4)	小治田	小墾田		○	(8) ササキ (註8)	雀	鷓鴣	○	○

	(A)記	(B)紀	(C)記紀 共通	(D)他史 料		(A)記	(B)紀	(C)記紀 共通	(D)他史 料
(9) シラカ (註9)	白髪	白香	○	○	(23) ムナカタ (註23)	胷形	胸肩 胸方	○	○
(10) カタヲカ (註10)	片岡	傍片 丘丘		○	(24) ヲ (註24)	男	雄	○	○
(11) ハシヒト (註11)	間人	壱部 (ハセツ) カ	○	○	(25) ワカ (註25)	若	稚	○	○
(12) サキクサ (註12)	三枝	福草		○	(26) ヒコ (註26)	日子	彦		○
(13) ヲサタ (註13)	他田	訳語田		○	(27) ヌ (註27)	ヌ(ナ) 沼	淳(野)		○
(14) クシ (註14)	櫛	奇	○	○	(28) ハヤ (註28)	速	早	○	○
(15) ヤサカ (註15)	八尺	八坂	○		(29) ヤマシロ (註29)	山代	山背	○	○
(16) マガ (註16)	勾	曲	○	(○)	(30) ヌカ (註30)	額	類	○	○
(17) サク (註17)	折	裂	○		(31) ミヅハ (註31)	水齒	瑞齒	○	
(18) オキツ (註18)	奥津	瀨津	○	○	(32) ツシマ (註32)	津嶋	対馬	○	○
(19) ウネビ (註19)	畝火	畝傍		○	(33) ミワ (註33)	神	三輪	○	○
(20) イハ (註20)	石	磐	○	○	(34) ツキヨミ (註34)	月読	ツク 月夜見 (月弓)	○	
(21) マタ (註21)	俣	岐派 跨		○	(35) ハツクニス (註35)	所知初國	御鞆國	○ (所治)	○
(22) チ (註22)	道	路徑 陸	○	○					

(上表の中、(7)「香」(カゴ)は本来字音と見られるが、字訓と共に用いられた特殊用例であるので、あげておいた。C、D欄の○印のくっちは用例の適性に多少疑問のあるものを示す。)

以上は(C)、(D)の用例が悉く(A)と共通するものであるが、その外にも些少の例外はあるも第一表の原則の裏付けとなるもの以下表の如き例がある。

(第2表)

	(A)記	(B)紀	(C)記紀 共通	(D)他史 料		(A)記	(B)紀	(C)記紀 共通	(D)他史 料
(1) クヒ (註36)	咋	喫	○	○△	(4) タケル (註39)	建	武	○	○△
(2) アフミ (註37)	淡海	近江	○	○△	(5) ツカ (註40)	掬	握	○	△
(3) タラシ (註38)	帯	足		○△	(6) カハチ (註41)	川内	河内	○△	○△

以上、2掲表においては同一内容の事例である(A)、(B)欄の中にも旧辞の同一箇所から出たものでないものもあろうし、(C)欄には同一内容でないものも多く含まれているが、それらは用字の点では密接な史料的関係があると思われる。また、(D)欄は旧辞と別系統のものであるが、(A)、

(B)欄の裏付けとなり得るものと思われる。

そのような観点から前掲2表によって吾人の認め得るところは、古事記の字訓が書紀に比して遥かに原史料に密着したものであるということである。ただし、前掲表の中には記紀共に極めて用例の少ないものもあり、それらにおいては旧辞の中に二様の用字法があり、古事記はその一方に統一したということも考えられるが、それは極く少数の場合(13, 15, 19, 31—33, 40)で、大部分は古事記の用字例が(C), (D)において圧倒的に多いことから見て、書紀が旧辞を改記表現したという原則は崩れないと思う。それらの一々についての説明は「註」にゆだねて、ここでは特にめぼしいものをあげると、

第1表(1)において「ヤマト」を「日本」と書くのは大化以後であることは宣長の「国号考」や星野恒博士の「日本国号考」(「史学論叢」一)以後、ほぼ定説化している。これに対し、「倭」は「倭」と同義語で体軀の小さいことを示す卑称の語で大陸人がわが国人をかく呼び且つ記した(国学院大学「国体論纂」下、高崎正秀氏「皇統譜の研究序説」参照)のにならって、早くから旧辞の中にかく記されたもの(註⁴²)と思われる。

次に、26「ヒコ」についても、「彦」が古形で安麿がそれを「毘古」(「比古」)、「日子」と字音、字訓の二様に改記したと見るよりは、「日子」(旧辞)が「毘古」(記)と「彦」(紀)に改められた(その際、「日子」の或部分が古事記においてとり残された)ものと見たい。「ヒコ」の対称語である「ヒメ」が古事記では「毘売」、「比売」となっている一方、少数例ながら「日売」ともあり(紀ではすべて「姫」、「媛」)古風土記でも「日子」、「日女」(この表現は記には仁徳条の「日女嶋」——安閑紀の「媛嶋」に当る——があるのみ)、「日売」(大宝二年、筑前戸籍にも見える)となっているのは、それらの原形、乃至古形が「日女」であることを示すものと思われる。「日子」、「日女」は太陽神の子孫、またはそれに仕える神聖な役目をもつ男女の語義から発足したとすれば、我が国人の漢字に対する習熟から、それにふさわしい「日子」、「日女」の表現を用いたこともまた十分考えられるところである。(なお、書紀の「日女」、「媛女」——神代紀——は旧辞の「日女」——同記——を改記したものではないかと思われる。)古事記の人名には「日子」があって「日女」はないが、もし「日子」が「彦」の改記であれば「日子」の対照語としての「日女」——「媛」の改記——ともなければならぬ(「郎子」に対する「郎女」を考えればよい)のにそれがいないことは、旧辞の原形「日子」、「日女」を安麿が字音化した際、「日子」が一部書き残された(「日女」も一部は「日売」として残された)ためと解釈しなければなるまい。因みに、古事記の「速秋津日子(比売)」(神代上)が書紀では「速秋津日命」となっているのも、書紀ではしばしば古事記の男女神の一方が省略されている(梅沢伊勢三氏「記紀批判」365頁参照)ことからすると、「日子」が原形であった(書紀が「子」を無視した)ことを裏書きするものと考えることができる。

また、古事紀の「虚空津日高」(神代下)は書紀では「虚空彦」になっているが、紀の「彦」は「日高」を「ヒコ」と誤ってか、故意にか、かく記したものとと思われる。「日高」が「ヒコ」とよんだか(藤井信男氏——「古事記の表記と文体について」——「古事記年報」(一)——は「ヒコ」とよんでいる)「ヒダカ」と訓じたかは不明であるが、もし前者とすれば、「高」は古事記には「高志」(神代上)と「丸高王」(継体)以外には類例がないし訓註、歌謡にも全く見られないのであるから、安麿が「彦」を「日高」と改記したとは思われず、まして「ヒダカ」であれば「彦」をかく改記するはずはない。

そうすると、書紀の「天津彦火瓊々杵尊」も古事記の「天津日高日子番能邇々芸命」(右線の部分は安麿の改記(註⁴³)——ただしその原形は書紀のような形のままであったかどうかは不明である——)の「日高日子」を「彦彦」としたもので、「彦彦」を安麿が「日高」と「日子」とに書き分けたとは考えられないのである。

以上と関連して、書紀(神代上)の「大戸摩彦尊」、「大戸摩姫」は詔冉二神の前に生れた「大戸之道尊」、「大苦忍尊」二神(古事記の「大富斗能地神」、「大斗乃弁神」)の別名となっているが、古事記

の諾冉二神の生んだ「大戸惑子神」,「大戸惑女神」に当り,名前の類似によって書紀が別神の別名として転記したとの推察も必ずしも否定できない。少くとも,「大戸惑子」(記)と「大戸摩彦」(紀),また「大戸惑女」と「大戸摩姫」とを同一神とした史料があり,記紀はそれから分記したことは,推定してよいと思う。そして,記紀の2表現の中,一方が旧辞の原形をとどめたものとすれば,この場合も古事記であり,書紀はそれを好字に改記したものと考えたい。然らずして書紀のを以って原辞とすれば,安麿が「彦」,「姫」を一方では「日子」,「日売」とし,他方では「惑子」,「惑女」に改記したとの極めて無理な推論に陥らざるを得ないのである。「大戸惑子神」について「訓惑云麻刀比,下效此」と訓してあるのも「惑子」が旧辞の原形であることを示す。以上の点からも,「彦」,「姫」が旧辞の姿であり得なかったことは一応了解されたものと思われる。

次に,第1表(29)「ヤマシロ」,第2表(2)「アフミ」, (6)「カハチ」については,それに関連のある他の国名の表現において字音仮名との関係で旧稿でとり上げた国名,古事記の「島」,「科野」,「三野」,「稲羽」,「針間」,「粟」,「木」(「粟」,「科野」は書紀,「三野」は常陸風土記,「針間」は播磨風土記にも見える)などに対する書紀の「志摩」,「信濃」,「美濃」,「因幡」,「播磨」,「阿波」,「紀(伊)」が律令制における国郡制整備後の新表現(古事記にも一部「美濃」,「紀」の見えるのは旧辞を改記したものであろう)が書紀の全篇にわたっていることを指摘しておく必要がある。(32)「対馬」も魏志倭人伝によって「津嶋」を改記したものと考えられる(「註32」参照)。

以上は明らかに記紀の表現の前後関係を示すものであるが,その関係の必ずしも判然としないもの,また中にはさきの原則の逆の例証と思えるものも少数ある。

(第3表)

		(A)記	(B)紀	(C)記紀共通	(D)他史料		(A)記	(B)紀	(C)記紀共通	(D)他史料
(1)	ミナト (註44)	水戸	水門	△○	△ (門)	(6)	ミカヅチ (註49)	御雷	麩槌 (麩,雷)	△○
(2)	キ (註45)	木	城	△○	△○	(7)	マトヌ (註50)	円野	真砥野 (真)	△ (真,砥)
(3)	アナホ (註46)	穴太	穴穂	△	○△	(8)	ツチ (註51)	椎	槌	△
(4)	オシ (註47)	押	排,忍	○△	△	(9)	チマタ (註52)	道俣	衢	△ (道,俣)
(5)	クズ (註48)	国主	国樛	△ 粟	△					

上表の中,(1),(5),(6),(7),(8),(9)は(C),(D)例における比重からは書紀が史料の原形をとどめているとも考えられるが,それらは用例が極めて少いので,旧辞に二様の書式があったとも思われる。而して,(2)は(C),(D)の用例における他字との組合せが(B)とは截然別内容のものであるのに,(A)とは共通例(五百木)のある点から,むしろ第一表の原則に一致するものがあり,(3)も(C),(D)では(A)と同内容の「アナホ」が「穴太」であること,帰化人系の古い用字(字音仮名における中国古韻)^(註53)の多い法王帝説の「穴積(穂か)」が1回で他は「穴太」(五回),「孔」(三回)である(ただし異内容の語も含まれる)ことなどからも,(A)が(B)に先行する形式と見てよいと思う。垂仁記の例としてあげた「穴太」も氏族出自を示す細註にあるから,天武朝頃の用例であろう。ともかくも,旧辞の「ヨミ」に最も心を用いた安麿が用例の多い「穂」を類例の少い「太」,「大」に改記したとは考えられない。ただし,このことは「穴穂」が他の箇所(特に皇室関係のもの)においても旧辞に用いられなかったということではないし,むしろ「アナホ」を二様に記したところに,安麿が字訓に関しては原史料に忠実であった一例証をみとめ得るのではないかと思われる。

天平五年右京計帳にも「穴太部」が見え、統紀以下にも氏族関係のものは「穴太」になっているのによると、書紀の「穴穂」には改記のあとがあることがうかがわれるのである。次に、(4)「オシ」においても、(C)、(D)欄には「忍」(B欄)の用例が多いが、(A)、(B)欄の「オシ」は「国オシ」とか「オシ分」で、支配その外、力関係を意味する「オシ」である如く思われ、旧辞においても「忍」よりも「押」として使い分けて用いられていたものと解すれば、ここでも「押」は「忍」に先行するものと思われる。ただし、(D)欄にも「国忍」とか「忍勝」などの人名もあり、(C)欄にも「オシサカ」について記紀(敏達)に(A)、(B)欄の逆の用例さえ見えるので、「押」と「忍」とはそれ程厳密には書き分けられなかったとも思える。而して、(B)の「排」は古事記に全く用例がなく、しかも書紀が同内容語(安閑天皇)について「押」(C)と「排」(B)の二様の書き方をしている点から見ると、「排」は旧辞の「押」を改記したものと考えらるべきである。

(註1)

- (A) (大倭豊秋津嶋(神代記上) (神倭伊波礼毘古命(神武記)
 (B) (大日本豊秋津嶋(同紀) (神日本磐余彦尊(同紀)
 (倭建命(景行記) (その他類例多し.)
 日本武尊(同紀)
 (C) (倭直(神代記上) (倭国造(神武記) (倭日子命(崇神紀)
 (同(崇神紀) (同(欽明紀) (倭彦命(同紀)
 (倭比売命(垂仁記) (倭根子命(景行記)
 (倭姫命(同紀) (倭根子皇子(同紀) 倭直部(神武紀), 倭鍛部(綏靖紀), 倭国香媛(孝
 靈紀), 倭迹々日百襲姫(同), 倭迹々稚屋姫命(同), 千々衝倭姫命(崇神紀)一(註54)一, 倭漢
 直(応神紀), 大倭国造(雄略紀), 倭宿宿禰(清寧紀), 倭彦王(継体紀), 倭姫(同), 倭漢書直
 (皇極紀), 倭漢文直(孝徳紀), 倭姫王(天智紀), 倭漢連(天武紀), 倭漢忌寸(同), 倭馬飼連
 (同)
 (D) 倭根子天皇(文武元年, 慶雲四年宣命), 大倭国(播磨風土記), 倭千代勝部(同), 若倭部(同),
 大倭嶋根(同逸文), 倭武天皇(常陸風土記), 倭健命(出雲風土記), 大倭国(元興寺縁起), 同
 (慶雲三年法起寺露盤銘), 同(慶雲四年威奈真人大村墓誌銘), 同(和銅八年粟原寺鑿盤銘), 若
 倭部(持統六年鰐淵寺造像記), 同(大宝二年美濃国戸籍), 朝占母生部倭完(同)

(註2)

- (A) (日下之蓼津(神武記) (大日下王(仁徳記)
 (B) (草香津(同紀) (大草香皇子(同紀)
 相互に異内容のものとしては (若日下部王(雄略記)
 (草香部吉士(清寧紀), 草壁吉士(天武紀)
 (C) 日下部連(顕宗紀)
 続日本紀以下には「日下部」となっているのも書紀のみの「草香部」, 「草壁」が好字を用いた編
 者の改記であることを思わしめる。
 (D) 日下部連, 日下部里(播磨風土記), 日下部(年月不明, 因幡国戸籍) 早部(年月不明, 常陸国戸
 籍)

(註3)

- (A) (小長谷造(神武記) (大長谷若建命(雄略記) (長谷之列木宮(武烈記)
 (B) (小泊瀬造(天武紀) (大泊瀬稚武天皇(同紀) (泊瀬列城宮(同紀)
 (小長谷若雀命(同記)
 (小泊瀬稚嶋鸕天皇(同紀)
 (D) 大長谷天皇(播磨風土記), 長谷部天皇(法王帝説), 長谷王(同)
 続日本紀以下もすべて「長谷」となっているのは, これが慣用例で書紀のみの「泊瀬」が改記で
 あることを思わしめる。(万葉集の「泊瀬」は書紀にならったか。)

(註4)

- (A) (小治田臣(孝元記) (小治田(安康記) (小治田王(欽明記)
 (B) (小墾田臣(天武紀) (小墾田(同紀) (小墾田皇女(同紀)

- (D) 小治田河原天皇 (播磨風土記), 小治田当麻朝臣 (大宝二年美濃国戸籍), 同 (和銅二年弘福寺田畠流記帳), 小治田宮 (元興寺縁起), 同 (法王帝説), 小治田大宮 (法隆寺本尊薬師佛像銘)
続日本紀以下もすべて「小治田」となっているのは書紀の「小墾田」が慣用を無視した改記であることを思わしめる。

(註5)

- (A) (息長帯比売命 (開化記))
 (B) (氣長足姫尊 (神后紀))
 (C) (息長君 (応神記)) (息長真手王 (継体記))
 (息長公 (天武紀)) (同 (同 紀)), 息長足広額天皇 (舒明紀), 息長山田公 (皇極紀)
 神后皇后の「オキナガ」「タラシ」が舒明天皇の名からとられたとすれば, 舒明紀の「息長」が神后紀の「氣長」に先行すると考えることにはあながち不合理はない。
 (D) 息長帯日女命 (播磨風土記), 息長命 (同), 息長帯比売天皇 (常陸風土記), 息長足日売皇后 (同)
 息長帯姫命 (伊予風土記逸文)

(註6)

- (A) (豊組入日売命 (崇神記))
 (B) (豊鍬入姫命 (同紀))
 (C) (阿遲組高日子根神 (神代記上))
 (味耜高彦根神 (同 紀), 豊耜入姫命 (垂仁紀), 犬上三田耜 (舒明紀), 桜井田部連男組^{サヒ}
 (応神紀), 小子部連組鈎 (天武紀), 鈎持神 (神武紀), 組海水門 (神后紀))
 組と耜とは同意で字形類似し (例, 鈎=鋤) また, 「サヒ」(組) は「スキ」(組) の古語であるとの説がある (青木紀元氏「迦毛大御神」——「古事記年報」四) ので並べて例挙しておいた。

(註7)

- (A) (香^{カゴ}坂王 (景行記)) (香余理比売命 (同記))
 (B) (麿^{カゴ}坂皇子 (同紀)) (麿依姫皇女 (同紀))
 (C) (香^{カガ}山 (神代記上))
 (天香山 (同紀))
 伊香色謎命 (孝元紀) 古事記にも「香用比売」(神代記上), 大香山戸臣神 (同) など「香」^{カガ}の用例はある。
 「カゴ」, 「カガ」と「カグ」(中国古韻) とは相通するので後者の転化と思われる。
 (D) 香山里 (播磨風土記)

(註8)

- (A) (大雀命 (仁徳記)) (小長谷若雀命 (武烈記))
 (B) (大鷓鴣天皇 (同紀)) (小泊瀬稚鷓鴣天皇 (同紀))
 (C) (雀部臣 (神武紀))
 (同 (天武紀))
 (D) 大雀天皇 (播磨風土記)

(註9)

- (A) (手白髮郎女 (仁賢記))
 (B) (手白香皇女 (同紀))
 (C) (白髮大倭根子命 (清寧記))
 (白髮武広国押稚日本根子天皇 (同紀), 白髮部造 (天武紀))
 (D) 手白髮命 (播磨風土記), 白髮部王 (法王帝説), 白髮部 (神龜三年山城国計帳), 同 (大宝二年美濃国戸籍), 国造白髮売 (同)

(註10)

- (A) (片岡馬坂 (孝靈記)) (片岡之石坏岡 (武烈記))
 (B) (片丘馬坂陵 (孝元紀)) (傍丘磐杯丘陵 (継体記))
 (D) 片岡大連 (常陸風土記), 片岡女王 (法王帝説), 片岡皇子 (法隆寺, 持統八年観音造像記), 片岡郡 (和銅四年, 上野国多胡碑)

(註11)

- (A) (間人穴太部 (欽明記)
 (B) (壱部穴穗皇女 (同紀)
 (C) 穴穗部間人皇女 (用明紀), 中臣間人連 (孝徳紀), 間人皇后 (同), 間人連 (齊明紀)
 (D) 穴積 (太) 部間人王 (法王帝説), 孔部間人公主 (同), 間人宿禰 (神龜三年山城国計帳)

(註12)

- (A) (三枝部 (欽明記)
 (B) (福草部 (同紀), 福草部造 (天武紀), 福草連 (同紀)
 (D) 三枝王 (法王帝説), 三枝部 (養老五年下総国戸籍)

(註13)

- (A) (他田宮 (欽明記)
 (B) (訳語田宮 (同紀)
 続日本紀以下にも「他田」と見えるのも書紀のみの「訳語田」が改記であることを思わしめる。なお「訳語」は通訳の意で書紀には「通事」, 「訳」とも書く。
 (D) 他田熊千 (播磨風土記), 他田宮 (法王帝説), 他田皇子 (元興寺縁起)

(註14)

- (A) (櫛名田比売 (神代記上)「櫛」は「奇」の意なりとの宣長の説がある。
 (B) (奇稲田姫 (同紀)
 (C) (神櫛王 (景行記)
 (神櫛皇子 (同紀), 玉櫛姫 (神代紀上), 櫛明玉神 (神代紀下), 櫛玉饒速日命 (神武紀), 櫛淵 (孝徳紀)
 (D) 大櫛岡 (常陸風土記), 櫛島 (出雲風土記)

(註15)

- (A) (八尺勾瓊 (神代記上)
 (B) (八坂瓊曲玉 (同紀)
 (C) 八尺瓊勾玉 (垂仁紀), 八尺瓊 (景行紀)

(註16) 「註15」参照

「勾」のみの用例には「勾舍人部 (安閑紀), 勾芻部 (同), 勾大兄 (同), 勾金橋宮 (同), (「記」の「勾之金簪宮」), 勾宮天皇 (播磨風土記)」がある。

(註17)

- (A) (石析神 (神代記上) (根析神 (同紀)
 (B) (磐裂神 (同紀) (根裂神 (同紀)
 (C) 拆鈴五十鈴宮 (神后紀)

(註18)

- (A) (奥津島比売命 (神代記上) (奥津余曾 (孝昭記)
 (B) (瀛津嶋姫 (同紀) (瀛津世襲 (同紀)
 (C) 奥津棄戸 (神代紀上)
 書紀の「瀛」は思うに天武天皇の「天淳中原瀛真人」にならってかきかえたものであろう。
 (D) 奥津嶋比売命 (播磨風土記)

(註19)

- (A) (畝火山 (神武記)
 (B) (畝傍山 (同紀)
 (D) 畝火山 (播磨風土記)

(註20)

- (A) (石土毘古神 (神代記上) (石析神 (同記) (その他類例多し.)
 (B) (磐土命 (同紀) (磐裂神 (同紀)
 (C) (天石屋戸 (神代記上)
 (天石窟戸 (同紀), 石瀬河 (景行紀), 石湯行宮 (齊明紀), 坂合部連石布 (磐嶽) (同紀), 三宅連石床 (天武紀), 秦忌寸石勝 (同), 石手道 (同)

- (D) 建石命, 建石敷命 (播磨風土記), 石龍比古命 (同), 石比売命 (同), 石海里 (同), 石坐山 (同), 石坂比売命 (同逸文)

「石」は記紀共に「イシ」とも用いられ、書紀はそれと区別するために「磐」の字を用いたのであろう。古事記には「石」には「訓石如石」とする一方、「石」には「訓石云伊波」と訓してあるのは、後者が「磐」を「石」に改記して後、かく訓註したとも思われぬ。それは「天」について「訓天云阿麻」と註し「天」には「註天如天」とあるのと同然の関係である。

(註21)

- (A) (八俣遠呂智 (神代記上) (河俣毘売 (神武記)) 若沼毛二俣王 (応神記)
 (B) (八岐大蛇 (同紀) (川派媛 (同紀)) 稚野毛二派皇子 (同紀)
 (坂田大俣王 (継体記)
 (坂田大跨王 (同紀)
 (D) 田俣山 (出雲風土記), 若野毛二俣王 (上宮記逸文), 淫俣那加都比古 (同), 嶋俣里 (養老五年下総国戸籍)

(註22)

- (A) (淡道嶋 (神代記上) (常道仲国造 (神武記) (当岐麻道 (履仲記)
 (B) (淡路洲 (同紀) (常陸国 (景行紀) (当麻径 (同紀)
 右の「ヒタチ」は「日立」か、「直通」(記伝)か、「常道」(「常陸史学」四, 志田諱一氏論文)か、議論の分れるところであろうが、ここでは「道」を「土地」とか「道」に関係する字訓として一様にとり扱っておいた。
 (C) (道守臣 (開化記) (宮首 (道の略記か) 之別 (景行紀) (山道君 (応神記)
 (同 (天武紀) (宮道別皇子 (同紀) (山道公 (天武紀)
 (道反大神 (神代記上) (道敷大神 (同左記)
 (道返大神 (同紀) (道敷神 (同紀), 大戸之道尊 (同紀), 長道磐神 (同紀), 田道間守 (垂仁紀), 両道入姫 (景行紀), 菟道稚郎子 (応神紀)
 上の「長道磐神」が古事記では「道之長乳齒神」とあるのは、「齒」の用例は記紀共に見えるが、「乳」の用例が古事記には外に見えない(書紀には多い)ので、後者と旧辞との関係に疑問の点がある。しかし「イハ」は旧辞では「石」となっていたとすれば、前者の表現の中にも疑いはあるが、ともかく参考上、あげておいた。

- (D) 穴道郷 (出雲風土記), 道守臣 (播磨風土記), 日女道丘 (同), 道守臣 (大宝二年美濃国戸籍)
 以上(C), (D)の「道」が字義に関係あるか、それとも単なる字訓仮名としてであるかは問題であろうが、ここには一様にとり扱っておいた。

(註23)

- (A) (曾形君 (神代記上)
 (B) (胸肩君 (同紀), 胸方君 (天武紀)
 (C) (曾形之津宮 (神代記上)
 (胸形大神 (応神紀), 曾形君 (天武紀)
 「形」のみについては記紀に「土形君 (応神)」がある。
 (D) 宗形大神 (播磨風土記), 宗形部 (大宝二年筑前国戸籍), 同 (大宝二年豊前国戸籍) 「形」のみについては「屋形野 (常陸風土記), 箕形丘 (播磨風土記), 御形里 (同), 斗形山 (同)」

(註24)

- (A) (天手力男神 (神代記上) (男之水門 (神武記) (内色許男命 (孝元記)
 (B) (天手力雄神 (同紀) (雄水門 (同紀) (内色雄命 (同紀)
 (男浅津間若子宿禰 (允恭記) (その他類例多し.)
 (雄朝津間稚子宿禰 (同紀)
 (C) (底筒之男命 (神代記上) (葦原色許男 (同紀)
 (底筒男命 (同紀) (葦原醜男 (同紀), 少彦男心命 (孝元紀), 巨勢臣男人 (武烈紀), 紀臣男麻呂 (欽明紀), 難波吉士男人 (斉明紀), 村国連男 (天武紀), 男坂 (神武紀)
 (D) 男高里 (常陸風土記), 立速日男命 (同), 玉帯志比古大稲男 (播磨風土記)

(註25)

- (A) (若昼女神 (神代記上) (天若日子 (神代記下) 若木入日子命 (垂仁記)
 (B) (稚日女尊 (同紀) (天稚彦 (同紀) 稚城入彦命 (同紀)
 (若桜部臣 (履仲記) (その他類例多し.)
 (稚桜部臣 (同紀)
 (C) 中臣部若子 (天智紀), 若桜部臣 (天武紀)
 (D) 若倭部 (播磨風土記), 同 (持統六年鰐淵寺造像記), 若桜部 (大宝二年美濃國戸籍)

(註26)

- (A) (天津日子根神 (神代記上) (日子坐王 (開化記) (その他類例多し.)
 (B) (天津彦根神 (同紀) (彦坐王命 (同紀)
 (D) 少名日子根命 (播磨風土記), 阿遲須伎高日子尼命 (同), 大三間津日子命 (同), 大帶日子命 (同), 帶中日子命 (同), 丹津日子神 (同), 讚伎日子神 (同), 長日子 (同), 大足日子天皇 (常陸風土記), 大帶日子天皇 (伊予風土記逸文)

(註27)

- (A) (神沼河耳命 (神武記) (建沼河別命 (孝元記) (沼名木之入日売命 (崇神記)
 (B) (神淳名川耳尊 (同紀) (武淳名川別 (同紀) (淳名城入姫命 (同紀)
 (血沼池 (垂仁記) (沼羽田之入毘売命 (同紀)
 (茅淳池 (同紀) (淳葉田瓊入姫 (同紀)
 (沼名倉太玉敷命 (敏達記) (若沼毛二僕王 (応神記)
 (淳中倉太珠敷天皇 (同紀) (稚野毛二派皇子 (同紀)
 (D) 手沼川 (播磨風土記), 漆沼郷 (神龜三年以前は「志豆沼」——出雲風土記), 沼田社 (同)

(註28)

- (A) (春日之千千速真若比売 (孝靈記) (上例は嚴密には異語化されているが, そ
 (B) (春日千乳早山香媛 (同紀) (れについては後条 (第四項) でふれる.)
 (C) (稲速日神 (神代記上) (速秋津比売神 (同紀) (建速須佐之男命 (同紀)
 (熯速日神 (同紀) (速秋津日神 (同紀) (速素戔鳴尊 (同紀)
 (甕速日神 (同紀) (邇芸速日命 (神武記) (速吸門 (同紀)
 (同 (同紀) (饒速日命 (同紀) (速吸之門 (同紀) 池速別命 (垂仁紀), 速津媛
 (景行紀), 稲速別 (応神紀)
 「真」, 「若」の用例は「註25」及び「註50」参照.
 (D) 立速日男命 (常陸風土記), 速経和気命 (同), 春部音速 (大宝二年美濃國戸籍)

(註29)

- (A) 山代内臣 (孝元記) (山代大國之瀧 (垂仁記) (山代王 (欽明記)
 (B) 山背臣 (推古紀) (山背大國不遲 (同紀) (山背皇子 (同紀)
 (C) (山代國造 (神代記上)
 (山代直 (同紀)
 「背」は書紀では「セ」とも訓ずる (稲背入彦皇子, 國背別皇子——景行紀).
 (D) 山代大兄王 (法王帝説), 山代意伎奈 (大宝二年美濃國戸籍), 神人山代 (同)

(註30)

- (A) (葛城之高額比売 (開化記)
 (B) (葛城高類媛 (神后紀)
 「類」は音「サウ」で「ひたい」の義なる故, 書紀においてかく改記したものであろう.
 (C) (額田部連 (神代記上) (額田大中日子命 (応神記)
 (同 (同紀) (額田大中彦皇子 (同紀), 額田邑 (仁賢紀), 息長足日広額天皇 (舒明紀)
 (D) 額田部連 (播磨風土記), 額田部 (大宝二年筑前國戸籍)

(註31)

- (A) (水齒別命 (反正記)
 (B) (瑞齒別天皇 (同紀)

- (C) 水齒郎媛 (景行紀)
- (註32)
- (A) (津嶋 (神代記上))
- (B) (對馬嶋 (同紀))
- 書紀が「^{ツシマ}ツシマ」と重複しているのも「馬」が「シマ」とよめないための苦肉の策で、「對馬」が改記であることを思わせる。
- (C) (大倭豊秋津嶋 (神代記上) ((C)は(A),(B)とは異内容であるが用字上参照とするに足りる。その他「津」の用例記紀に多し。))
- (D) 大日本豊秋津嶋 (同紀)
- (D) 津嶋連 (大宝二年美濃國戸籍奏上者署名)
- (註33)
- (A) (神君 (崇神記))
- (B) (三輪君 (同紀))
- (上の「神」は氏族の出自を示す細註にあるので天武朝頃の用例によったものであろう。土佐國風土記に「神河」について「三輪川と訓む」とあるのも「神」が本来の形であることを暗示する。続紀以下も殆んど「神」となっている。)
- (C) 大神之掌酒 (崇神紀)
- (D) 神酒村 (播磨風土記逸文), 大神部 (大宝二年豊前国及び筑前國戸籍), 秦部神壳 (大宝二年豊前國戸籍), 神直 (神龜三年山城國計帳)
- (註34)
- (A) (月詭命 (神代記上))
- (B) (月夜見尊, 月弓尊 (同紀))
- (C) 月詭尊 (神代紀上)
- (註35)
- (A) (所知初國天皇 (崇神記))
- (B) (御筈國天皇 (同紀))
- (C) 「夫汝所知顯露之事」 (神代紀上)
- (D) 初國所知美麻貴天皇 (常陸風土記), 大八島國所治倭根子天皇命 (文武元年宣命), 阿須迦宮治天下天皇 (船首王後蔭誌銘), 等由等宮治天下天皇 (同), 小治田大宮治天下大王 (法隆寺藥師像銘)
- (註36)
- (A) (飽咋之宇斯能神 (神代記上))
- (B) (關喫神 (同紀))
- (C) 穴咋邑 (景行紀), 物部連胆咋 (仲哀紀), 穗積臣咋 (孝徳紀)
- (D) 幡咋山 (出雲風土記), 鹿咋山 (播磨風土記), 春日部咋壳 (大宝二年豊前國戸籍), 石部咋壳 (大宝二年美濃國戸籍), 秦人小咋 (同), 県主族咋都壳 (同), 県咋麻呂 (同) (その他同戸籍には類例多し。)
- 「喫」の例としては鈴喫岡 (播磨風土記)
- (註37)
- (A) (淡海 (神代記上) (淡海臣 (孝元記))
- (B) (近江 (允恭紀) (近江臣 (崇峻紀))
- (C) 淡海國 (天智紀), 調首淡海 (天武紀)
- (D) 淡海神 (播磨風土記), 淡海大津朝 (常陸風土記), 淡海大津宮 (和銅二, 二詔, 神龜元, 二宣命)
- 「近江」の例としては近江天皇 (播磨風土記), 近江國 (慶雲三年法起寺露盤銘)。 「近江」は國郡制整備につれて郡郷に好字を用いしめた和銅の風土記撰進以前から國名にはかかる改記がはじめられたものと思われる。
- (註38)
- (A) (大倭帶日子國押人命 (孝安記) (若帶日子命 (成務記))
- (B) (日本足彥國押人天皇 (同紀) (稚足彥天皇 (同紀))
- (息長帶比帶命 (仲哀紀) (その他類例多し。))
- (氣長足姫尊 (同紀))

- (D) 大帯日子命(播磨風土記), 帯中日子命(同), 息長帯日女命(同), 大帯日亮命(同), 玉帯志比古大稲男(同), 息長帯比売天皇(常陸風土記), 大帯日子天皇(伊予風土記逸文), 息長帯姫命(同), 若帯部(大宝二年美濃国戸籍)
「足」の用例は「大足日子天皇(常陸風土記), 息長足日亮皇后(同)」なお, 摂津国風土記は「帯」と「足」を併用し, 九州諸風土記はすべて「足」となっている。

(註39)

- (A) (建内宿禰(孝元記) (倭建命(景行記) (建部君(同記)
(B) (武内宿禰(同紀) (日本武尊(同紀) (武部君(同紀)
(建振熊(仲哀記) (その他類例多し.)
(武振熊(神后紀)
(C) 犬上健部君(孝徳紀), 建王(斉明紀)
(D) 建内宿禰(慶雲四年宣命), 倭建命(出雲風土記), 健部(同), 建石命(播磨風土記), 建借間命(常陸風土記), 建部袁許呂(同), 建御狭日命(同), 建部(大宝二年筑前国戸籍), 肥君大(小)建(同).
「武」の用例は倭武天皇(常陸風土記)

(註40)

- (A) (十掬劍(神代記上) ([八拳須(同記)]
(B) (十握劍(同紀) (八握鬘鬘(同紀), 八握劍(垂仁紀)
(C) 鬘鬘八掬(垂仁紀), 七掬脛(景行紀)(記の「七拳脛」), 倭淡掬直(雄略紀), 八掬脛(孝徳紀)
(D) 「握」のみの例としては「握村(播磨風土記)」

(註41)

- (A) (川内之若子比売(孝元記) (川内科長(敏達記)
(B) (大河内稚子媛(同紀) (河内茅渟(允恭紀)
(凡川内直(神代記上)
(凡河内直(雄略紀)
(C) (凡川内直(神代記上)
(凡川内国造(同紀), (凡)川内直(連)(天武紀), 川内馬飼造(同), 川内淡直(同)
国名としての「河内」の用例は古事記(孝元, 崇神, 仲哀, 雄略, 安閑条)にも見える。
(D) 川内国(播磨風土記), 川内淡部(大宝二年豊前国戸籍), 県主族川内亮(大宝二年美濃国戸籍), 国造族川内(同), 出雲臣川内(神亀三年山城国計帳)
「河内」の用例は「河内里(播磨風土記), 河内郡(常陸風土記), 河内郷(出雲風土記)」何れも「河内国」との関係はない。

(註42)

新野直吉氏(「国造の名称」—弘前大学「国史研究」三八)によると, 「部」や「造」の文字の半島からもたらされる前にそれに相当する言葉があったので右の文字をあてはめたとされているが, それによると, 同様に「ヤマト」の語に大陸からの「倭」の字をあてはめたものと考えられる。

(註43)

前稿(「日本歴史」二〇七)参照

(註44)

- (A) (水戸神(神代記上)
(B) (水門神(同紀)
(C) (男之水門(神武記) (橘小門阿波岐原(神代記上)
(雄水門(同紀) (橘水門植原(同紀)
(速吸門(神武記) (穴門(仲哀記)
(速吸之門(同紀) (同(同紀)
戸の用例は (天石屋戸(神代記上)
(天石窟戸(同紀), 天抜戸(同), 千座置戸(同), 穴戸(孝徳紀)
(D) 神門郡(出雲風土記), 結島門(同), 西門江(同)「戸」の用例は厩戸豊聰耳命(法王帝説)

(註45)

- (A) (茨木国造(神代記上) (豊木入日子命(崇神記) (五百木入日子命(景行記)
 (B) (茨城国造(同紀) (豊城入彦命(同紀) (五百城入彦命(同紀)
 (その他類例多し.)
 (C) (葛城高額比売(開化記) 石城国造(神武記)
 (葛城高類媛(神后紀)
 「木」の用例は葛木稚犬養連(皇極紀)
 (D) 石城評造(常陸風土記), 城宮田村(播磨風土記), 野城社(出雲風土記), 城名樋山(同), 葛城臣
 (伊予温湯碑)
 「木」の用例は五百木部(大宝二年美濃国戸籍), 葛木(法王帝説), 同(慶雲四年威奈真人大村墓誌)

(註46)

- (A) (沙本穴太部別(垂仁記) (間人穴太部王(欽明記)
 (B) (穴穂部(雄略紀) (穴穂部間人皇女(同紀)
 「ホ」のみの用例としては (御大之御前(神代記上)
 (三穂之碕(同紀)
 (C) (穴穂宮(成務記) (穴穂王(安康記) (「穂」の用例記紀に多し.)
 同(景行紀) (穴穂天皇(同紀)
 (D) 穴太部間人王(法王帝説), 穴積(穂の誤記か)部間人王(同)

(註47)

- (A) (石押分(神武記) (比古布都押之信命(孝元記) (押別命(景行記)
 (B) (磐排別(同紀) (彦太忍信命(同紀) (忍之別皇子(同紀)
 (広国押建金日命(安閑記) (天國押波流岐広庭命(欽明記)
 (広国排武金日尊(継体紀) (天國排開広庭天皇(同紀)
 (C) (建小広国押楯命(宣化記) (大倭帯日子国押人命(孝安記)
 (武小広国押楯尊(同紀) (日本足彦国押人天皇(同紀)
 (天押帯日子命(孝昭記)
 (天足彦国押人命(同紀), 広国押武金日天皇(安閑紀), 穂積臣押山(継体紀), 中臣連押熊(孝徳紀)
 「忍」の例は記紀共通例に「天忍日命(神代上), 天之忍穂命(尊)(同), 忍海部(造)(開化記, 清寧紀), 忍熊王(皇子)(仲哀), 忍海(之)角刺宮(清寧), 忍坂大室(邑)(神武)」
 「忍」と「押」が逆になった例は (忍坂日子人太子(敏達記)
 (押坂彦人大兄皇子(同紀)
 (D) 豊忍別命(播磨風土記) 大室, 養老年間等戸籍(筑前, 豊前, 美濃)にも「忍」の用例(忍男, 忍坂, 忍国, 忍勝, 忍人, 忍羽)多し.

(註48)

- (A) (吉野之國主(応神記)
 (B) (吉野国樞(神武紀)
 (C) 国巢(神武記)「巢」のみの用例は「高巢鹿別(垂仁記)」
 (D) 国巢(常陸風土記)

(註49)

- (A) (建御雷之男神(神代記上)
 (B) (武甕槌神(同紀)
 (C) 建甕槌命(崇神記)
 (大雷(神代記上) (火雷(同記) (土雷(同記)
 同(同紀) (同(同紀) (同(同紀)
 (甕速日神(神代記上) (伊波礼之甕栗宮(清寧紀)
 同(同紀) (磐余甕栗宮(同紀)

(註50)

- (A) 円野比売命 (垂仁記)
- (B) 真砥野媛 (同紀)
- (C) 真砥野比売命 (開化記)「真」の用例記紀に多し。
- (D) 砥堀 (播磨風土記), 砥川山 (同), 神砥島 (出雲風土記), 砥神島 (同)「真」の用例, 大宝二年美濃國, 養老五年下総國戸籍に多し。

(註51)

- (A) 野椎神 (神代記上) (頭椎^{ツブツチ}之大刀 (神代記下))
- (B) 野槌 (同紀) (頭槌^{ツブツチ} 劔 (同紀))
- (C) 建甕槌命 (崇神記)

(註52)

- (A) 道俣神 (神代記上)
- (B) 衢神 (同紀)
- (C) 天之八衢 (神代記下) 「道」については「註22」参照。
天八達之衢 (同紀)
- (D) 「道」, 「俣」については註①, ②参照。

(註53)

前稿 (「日本歴史」207) の「記紀字音仮名表」(同誌, 208号, 41頁「正誤表」参照) の中国古韻印(口) は三字 (「久」, 「売」, 「呂」) 書き落しがあったので, ここに追記させていただく。

(註54) (「註1」附註)

書紀の「千千衝倭姫命」(崇神) が古事記には「千千都久和比売」になっているのは例外である。後者の「和」は続日本紀以下の氏名には見えるが, 記紀には他に例がないので旧辞の原形であるとも思われない。

三

前項は (C), (D) の用例が全体的に (A), (B) と重なり合うものであり, そのような場合を通じて, 些少の例外を除いて, 字訓における記前紀後の関係を認め得, それによって本稿の趣旨はほぼつくされたと思うが, その他に (C), (D) が部分的に (A), (B) と関係するものがあり, これらもさきの原則を補足的に裏付けるものと思われるので煩をいとわず下記に列挙した。

第 4 表

		(A) 記	(B) 紀	(C) 記紀 共通	(D) 他史 料		(A) 記	(B) 紀	(C) 記紀 共通	(D) 他史 料
(1)	スミノエ (註1)	墨江	住吉	墨	△	(7)	ミツハ (註7)	御津羽	罔象 御津	津
(2)	イチキ (註2)	市寸	市杵	寸, 杵	寸, 杵	(8)	イホツ (註8)	五百津	五百箇	津 津
(3)	タキ (註3)	田寸	湍	田, 寸	寸	(9)	オホナ (註9)	大穴	大己	穴 穴
(4)	ミムスビ (註4)	御産巢日	皇産靈	御産, 巢, 日	御, 日	(10)	カヤノ (註10)	鹿屋野	草野	鹿, 屋 鹿, 屋
(5)	ヤマツミ (註5)	山津見	山祇	津, 見	津	(11)	マナゴ (註11)	真名子	織, 沙 真, 名	真名, 真 真名, 真
(6)	ワタツミ (註6)	綿津見	少海 童神 童	津, 見	津	(12)	ハヤブサ (註12)	速総	隼総	速 速

		(A) 記	(B) 紀	(C) 記紀 共通	(D) 他史 料		(A) 記	(B) 紀	(C) 記紀 共通	(D) 他史 料
(13)	ホノホ (註13)	火 穂	火 焰	穂		(15)	ヤキツ (註15)	焼 遣	焼 津	津
(14)	ミマツ (註14)	御真津	観 松	御, 真, 津	真	(16)	キヒカ (註16)	井水鹿	井 光 キヒカリ	井, 永, 鹿

以上の用例には字義をはなれて純粹に字音仮名的に用いられていると思えるものもある(「註」参照)が、ともかくも、ここでも些少の例外(1), (2), (15)を除いて(C), (D)例はすべて(A)に共通しているということが指摘され得る。

而して、例外の中、(2)の(D)「杵」は同史料には神龜以前は「寸」であったことが見えており(「註2」参照)、(1)の「住吉」も和銅の風土記撰修令以前から地名に好字を用いる風があらわれた影響とも思われ、それが風土記(播磨)に見えることも、必ずしも「墨江」に先行することを意味するもの、とは思えない。また、(16)「キヒカ」は井戸が光ということから出た人名故、書紀がそれにふさわしい好字としての井光(宣長、武郷は「キヒカ」、佐伯有義氏校「日本書紀」には「キヒカリ」と訓じている)に改記したということも考えられる。

次に、固有名詞と附着した普通名詞、または一部の特殊的普通名詞の中から、目についたものをひろうと

第 5 表

		(A) 記	(B) 紀	(C) 記紀 共通	(D) 他史 料		(A) 記	(B) 紀	(C) 記紀 共通	(D) 他史 料
(1)	シマ (註18)	島	洲	○	○△	(4)	ミヤケ (註21)	屯 家 三 宅	屯 倉 官 家	○
(2)	サキ (註19)	前	碕, 砦	(○)	(○)△	(5)	イナギ (註22)	稲 寸	稲 置	寸
(3)	タケル (註20)	建	桌 帥	○	○△	(6)	ニギテ (註23)	丹寸手	和 幣	丹, 寸, 手

(C, D欄のかっちは用例の適性に多少疑問のあるもの。)

上表の中、(1)の「洲」は神代紀においては「大八洲」とそれを構成する八島の名(一書には九島のあげられているものもあるが)に用いられたもので、それ以外には「嶋」を用い(「名古屋大学教養学部紀要」八、江口彰次氏論文、参照)、神代紀以外にはすべて「嶋」となっているところに書紀編者の意識的操作が示され、原辞にはすべて「嶋」、「島」とあったことがうかがわれる。(書紀に「児嶋」、「子洲」とあるのも、その原形がすべて古事記の「児嶋」であることを暗示する。)

(4)については、書紀が半島関係の「ミヤケ」に「官家」の文字を用いたのは編纂の際、参照された百濟史料(天智朝、百濟滅亡の際、亡命者によってもたらされたとも考えられている——「国学院雑誌」62—9、坂本太郎博士「継体紀の史料批判」)にこの文字が用いられてあったのによったものとの説(名古屋大学文学部「研究論集」35、弥永貞三氏「弥移居」・「官家」考参照)もあるが、ともかくも書紀編者の筆にかかることにはまちがいない。

(註1)

- (A) (墨 江(神代記上) (墨江之中津王(仁徳記)
- (B) (住吉大神(同紀) (住吉仲皇子(同紀)
- (C) (宇陀墨坂神(崇神記)
- (墨坂神(同紀), 長尾直真墨(天武紀)

- (D) 住吉大神(播磨風土記),「墨」は「墨田勝(大宝二年豊前国戸籍)」
- (註2)
- (A) (市寸島比売命(神代記上) (記紀の用例は仮訓的に用いられていると思われる。))
- (B) (市杵嶋姫(同紀))
- (C) 山寸(仁賢紀), 寸名(用明紀)
大入杵命(崇神記), 淡海之紫野入杵(景行記)
- (D) 兔村(播磨風土記), 寸津毘古(亮)(常陸風土記), 杵築郷(神龜3年以前は「寸付郷」—出雲風土記), 杵山(同), 石作部石寸(大宝二年美濃国戸籍), 石寸部(養老五年下総国戸籍)
- (註3)
- (A) (田寸津比売(神代記上) 古事記の用例は仮訓的に用いられていると思われる。)
- (B) (湍津姫(同紀))
- (C) 田道間守(垂仁紀), 大田田根子(崇神紀), 田目皇子(用明紀)(その他「田」の用例多し。)|「寸」については「註2」参照。
- (D) 「寸」は「註2」参照。なお、「湍」は播磨風土記には「セ」(速湍里)と訓じている。
- (註4)
- (A) (高御産巢日神(神代記上) (和久産巢日(同記))
- (B) (高皇産靈尊(同紀) (稚産靈(同紀))
古事記の「巢」、「日」は仮訓的に用いられているように思われる。
- (C) 「御」、「日」の用例記紀に多し。「巢」は第3表(5)参照。
「産」を「ム」と訓ずる例は書紀に「彦湯産隅命(開化紀)」
- (D) 「御」、「日」の用例播磨風土記に多し。
- (註5)
- (A) (大山津見神(神代記上) (關山津見神(同紀) 「津」は「之」,「見」は「持」の意なりとの宣長の解釈がある。)
- (B) (大山祇神(同紀) (關山祇(同紀))
- (C) (酒見郎女(允恭記)
酒見皇女(同紀) (「見」の用例はその他書紀に多し。)|
「津」の用例記紀に多し。
- (D) 「津」の用例播磨風土記, 常陸風土記等に多し。
- (註6)「註5」参照
- (註7)
- (A) (御津羽神(神代記上) 古事記の用例は仮訓的に用いられているように思われる。)
- (B) (罔象女(同紀))
- (C) 「羽」の偶意的用例としては「天羽羽矢(神代紀上), 天羽籥(同), 羽明玉(同), 羽太玉(垂仁紀)」
「御」、「津」の用例記紀に多し。
- (註8)
- (A) (五百津之美須磨流(神代記上))
- (B) (五百箇御統(同紀))
- (C) 「津」の用例記紀に多し。
- (註9)
- (A) (大穴牟遲(神代記上))
- (B) (大己貴(同紀))
- (C) (穴穗宮(成務記) (穴門(仲哀記))
同(景行紀) (同(同紀), 大穴磯部(垂仁紀), 穴海(景行紀), 穴咋邑(同), 穴織(応神紀))
- (D) 大穴持(出雲風土記), 穴太郎(法王帝説)
- (註10)
- (A) (鹿屋野比売神(神代記上))
- (B) (草野姫(同紀))

- (C) (角鹿 (仲哀記) (大鹿首 (敏達記) (天之真鹿兒矢 (神代記下)
 (同 (同紀) (同 (同紀) (同 (同紀), 天鹿兒弓 (同紀)
 (蚊屋野 (安康記)
 (同 (同紀), 吾屋^{モウ} (神代紀上), 鳥見屋媛 (神武紀)
- (D) 鹿丘 (播磨風土記), 端鹿里 (同), 鹿庭山 (同), 鹿咋山 (同)
 屋形野 (常陸風土記), 馬屋戸豊聰耳皇子 (元興寺縁起), 馬屋古女王 (法王帝説)

(註11)

- (A) (真名子谷 (懿德記)
 (B) (織 紗 谿 (孝昭紀)
 (C) 天真名井 (神代紀上), 真名鹿之皮 (同紀)
 (天之真鹿兒矢 (神代紀上) (真砥野比売 (開化記) (伊邪之真若命 (応神紀)
 (同 (同紀) (真 砥 野 媛 (垂仁紀) (去来真稚皇子 (同紀)
 (息長真手王 (継体記)
 (同 (同紀) (書紀にはその他「真」の用例多し.)
 (D) 真名猪池 (出雲風土記) 大宝二年美濃國戸籍に「真」の用例多し.

(註12)

- (A) 速 総 別 命 (応神紀)
 (B) 隼総別皇子 (同紀)
 (C) 「速」の用例は第一表[㊦]参照.
 (D) 同上

(註13)

- (A) (火穗王 (欽明記)
 (B) (火焰王 (同紀)
 (C) 「穗」の用例記紀に多し.

(註14)

- (A) (御真津日子訶惠志泥命 (孝昭記)
 (B) (観松彦香殖稻天皇 (同紀)
 (C) 「御」, 「真」, 「津」の用例記紀に多し. 「真」は「註11参照.

(註15)

- (A) 燒遣 (景行記)
 (B) 燒津 (同紀)

(註16)

- (A) (井氷鹿 (神武紀)
 (B) (井 光 (同紀)
 (C) 氷香戸辺 (崇神紀), 氷上 (地名) (同), 樟氷皇女 (仁賢紀), 多氷屯倉 (安閑紀), 池辺直氷田 (敏達紀), 氷連 (孝徳紀), 氷上夫人 (天武紀) 古事記にも「氷」の用例 (註17) あり. 「鹿」の用例「註10」参照.

(註17) (「註16」附註)

古事記の「氷」の用例は「稲氷命」(神代下), 「氷河之前」(孝靈), 「氷羽州比売」(垂仁) がある. 何れも旧辞の形に近いものと思える. 前稿 (『日本歴史』207, 36頁) で「氷羽州比売」を「日葉酢 (洲) 媛」(同紀) の改記としたのは, 書紀にも「洲」を用いていることや字訓の一般例に照らして, 訂正を要する. (「州」, 「洲」は厳密には字音でなく「仮訓」一字訓仮名一とされている. —— 『万葉集大成』19, 「総索引」)

(註18)

- (A) (大八嶋國 (神代紀上) (大倭豊秋津嶋 (同紀) (吉備兒嶋 (同紀)
 (B) (大八洲國 (同紀) (大日本豊秋津洲 (同紀) (吉備子洲 (同紀)
 (大島 (同紀) (その他類例多し.)
 (大洲 (同紀)

- (C) (秋津嶋 (孝安記)
同 (同紀), 大嶋 (神代紀上), 対馬嶋 (同), 大八島 (孝徳紀), 吉備児嶋 (敏達紀)
- (D) 大八島 (常陸風土記), 大八嶋 (文武元年宣命)
大八洲 (常陸風土記)
- (註19)
- (A) (御犬之御前 (神代記上) (笠沙之御前 (神代記下) (禍津日前 (允恭記)
(B) (三穂之碕 (同紀) (笠狭之御碕 (同紀) (禍戸碕 (同紀)
(C) 国前臣 (孝靈紀), 国前郡 (垂仁紀), 前津耳 (応神記紀), 神前郎女 (皇女) (継体記紀)
- (D) 三前山 (播磨風土記), 目前田 (同), 神前郡 (同), 品遅部前玉, (同), 陰山前 (同), 吉前里 (常陸風土記), 大前島 (出雲風土記), 御前小島 (同), 鞆前社 (同), 難波豊前朝廷 (播磨風土記), 難波長柄豊前大宮 (常陸風土記) (書紀の「難波長柄豊碕宮」), 神前皇后 (法王帝説)
前原崎 (出雲風土記), 勝間崎 (同), 手結崎 (同), 加賀神崎 (同), 宮松崎 (同), 埴田社 (同)
- (註20)
- (A) (八十建 (神武記)
(B) (八十梟帥 (同紀)
(C) 「建」については第二表(4)参照.
(D) 同上
- (註21)
- (A) (淡道之屯家 (仲哀記) (渡屯家 (同紀) (茨田三宅 (仁徳記)
(B) (淡路屯倉 (同紀) (官家 (同紀) (茨田屯倉 (同紀)
(C) (三宅連 (垂仁紀)
同 (同紀) 三宅吉士 (天武紀)
(大宅臣 (孝昭記) (大宅王 (欽明記)
同 (推古紀) (大宅皇女 (同紀)
(D) 三宅, 三家, 御宅 (播磨風土記), (御) 宅村 (同), 大宅里 (同), 大家里 (同), 大家部 (大宝二年筑前国戸籍)
- (註22)
- (A) (蒲生稲寸 (神代記上)
(B) (田子之稲置 (景行紀)
(C) 「寸」の用例は「註二」参照. なお, 「葦井之稲置之祖」(懿徳紀)は細註で天武朝頃の提出史料によるか安磨の改記と思われる.
(D) 桑人稲寸 (大宝二年美濃国戸籍), 尾治稲寸女 (同) (その他同史料の人名には「稲寸」, 「寸」の用例多し.)
- (註23)
- (A) (丹寸手 (神代記上)
(B) (和幣 (同紀)
(C) 丹敷戸畔 (神武紀), 丹生之川 (同), 丹裳小野 (景行紀), 丹経手 (崇峻紀), 大丹穂山 (皇極紀), 可美真手命 (神武紀), 息長真手王 (継体記紀)「幣」は書紀では「マヒ」(垂仁, 允恭, 孝徳紀)とも訓ずる.
(D) 丹津日子神 (播磨風土記), 手沼川 (同)「寸」の用例は「註2」参照. 「幣」は播磨風土記では「ヌサ」(「幣丘」)と訓ずる.

四

以上で一応, 固有名詞, 乃至特殊普通名詞の字訓における記前紀後の関係を確認し得たと思うが, 更に蛇足ながら, 記紀で異語化された固有名詞 (宣長はしばしば同語としているがここでは一応異語としてとり扱った——「註」参照) をあげると

第 6 表

	(A) 古事記	(B) 書紀	(C) 記紀共通	(D) 他史料
(1)	沼帶別命 (垂仁) (註1)	鐸石別命 (同左) (註1)		「沼」, 「帶」については第一表27, 第二表3参照.
(2)	沼代郎女 (景行) (註2)	瀦鬩斗皇女 (同左) (註2)	「代」の用例記紀に多し. (註3)	「代」の用例多し. (註3)
(3)	禍津日前 (允恭)	禍戸押 (同左)	「津」, 「日」, 「戸」の用例は第三表1, 第四表, 4, 5参照	
(4)	麻組郎女 (継体)	麻績娘子 (同左) 麻績王 (崇神) 伊勢麻績君 (天武)		麻績王 (常陸風土記)
(5)	春日之千千速真若比売命 (孝靈)	春日千乳早山香媛 (同左)	「速」, 「真」, 「若」の用例は第一表25, 28, 第四表11参照. 「香」の共通例は「カグ(カゴ)」のみ	

上表の中, (3)においては (C), (D) の用例からは (A), (B) 何れを旧辞の形とも判じ難いが (1), (2), (5)は (C), (D) から見て (もし一方が他方の改記であるならば) 古事記に先行形を認めたい. ただ, (4)については (A) が一例のみであるのに (B) の表現が多く, 他史料^(註4) にも見られることからすると, 古事記の「麻組」^(註5) は誤写ではないかと思われる.

上来のべ来たところによって, 字訓においては古事記の用法がより多く旧辞(共通史料)に密着していることが明らかとなった. そして, これによって, 冒頭に引合いに出した古事記序文の全面的裏付けがなされ得たわけである. 記序に「訓によって述べたるは詞, 心におよばず. 全く音を以ってつらねたるは事の趣更に長し」として音訓の長所をとって両者を併用する趣旨をのべているが, そこには訓を仮名的に用いること(もしそれがおこなわれたならば, 訓においても「事趣更に長」くなるであろう)には全然ふれていない. 安厩による漢字の仮名化は原則として字音仮名にとどまり, 旧辞の表意文字(字訓)には殆んど手を加えなかったことは以上によっても推論できるのである. このことはまた, 古事記が安厩一人によって極めて短時日の間に成書化されたことにも関係があり, こにれ対して書紀は, 多くの学者を動員し, 比較的長い年月をついやして編纂がおこなわれたため, そこでは旧辞の字音化のみならず, 字義につらなる字訓の用法においても, 編纂者がその学殖をかたむけての, 史料に対する幾多の作為, 変化がなされたのも当然であった.

書紀の字訓は古事記に対比するとき, 原史料につらなるものではなく, むしろ編纂に当たっての独自の方針と標準に基いて新しく創記されたものであることは, 以上によっても推察されたものと思う. 書紀の字訓が旧辞に密着したものであるならば, その類例が, 両書に共通の用字のみならず, 記紀以前の文献, 史料に豊富に見出されて然るべきであるにかかわらず, それが古事記に比較して殆んど皆無に近い比率を示しているということも, さきの推論の正しさを物語るものである. 現存書紀の作成が古事記に先立って開始された編纂の堆積であるとの所論についても, 字音, 字訓の考察からは, 容易にうなづき得ないものがあるのである.

本稿は、純歴史学の立場からはみ出して、国語学の分野に踏み入れたきらいがあり、その方面の素養の乏しきをかえり見ず、尊敬すべき先人の説に異論をさしはさみなどしたが、何分にも記紀の字訓の世界は字音に比して未開拓の分野が大きいので、それをたよりに多数の材料をならべ立て、めくらの鉄砲打ち式の仕儀と相成ったのである。記紀の世界の開拓に何等かの寄与となり得れば幸いである。

(註1)

「鐸石」の「鐸」は中国で教令を宣布する時にならした大鈴の意である。「ヌデシ」は「ヌタラシ」と音相通ずるとの宣長説もあるが、一方「ヌタラシ」を「瓊足」とする飯田武郷の所説も顧るべき価値があり、筆者はむしろ後説をとりたい。

(註2)

この(A)、(B)は、厳密には別人であるが記紀には平行的に記されているので、史料的には関係があるように思える。(B)の「淳」は「たまりみづ」の意で「沼」と意通し、「熨斗」(宣長は「ノシロ」とも訓ずというが十分理解できない)は「ひのし」で、めでたい意をもつものであるので、それらを書紀の改記と考え得る余地がある。

(註3)

事代主神(神代記紀)、纏向日代宮(景行紀)、八代県(同)、吉備臣尾代(雄略紀)、物部菟代宿禰(同)、淳代郡(斉明紀)
 神人山代(大宝二年美濃国戸籍)、国造族木代(同)、孔王部井代(養老五年下総国戸籍)その他「代」の用例、播磨、出雲風土記等に多し。

(註4)

続紀以下にも「麻績」とあり、平安時代のもものでは神祇令義解に「麻績連」、延喜式に「麻績社」がある。

(註5)

「麻組」を「麻績」と音相通ずるとの宣長の説もあるが、肥後風土記逸文の「健緒組」(肥君等の祖)の一例のみでは十分納得しがたい点がある。

(昭和41年6月17日受理)